

健康経営を推進する時代へ

長時間労働でのメンタル不調が労災に

「24時間戦えますか!」つぶれてしまおうという言葉が、今や働き方改革の時代。この30年間にも、働

「24時間戦えますか!」つぶれてしまおうという言葉が、今や働き方改革の時代。この30年間にも、働

また、一昨年にも過労

自殺問題が大きく取り上げられました。過労死の認定基準では、発症前1か月間に時間外労働が100時間超え、または2か月から6か月前の時間外労働が概ね80時間を超えた場合に認定されると設定されています。しかし、実際の過労死に関する労災補償において、それぞれ示した時間内でも認定される事案が見受けられるなど、その状況を鑑みて認定されることも多くなっています。

メンタル不調の場合、健康診断での数値で検知されることはないかもしれませんが、時間管理を行うことで未然に防ぎ、労災事故を避ける努力をしなければなりません。

メンタルヘルスが業務の1つに

部下の変化に気づいたらケアを

「新しいものだろう」という気持ちがありました。大きな時代になりましたので、働き方改革

もう一つ、労働契約法

現在、民間保険でも、就業不能保険が販売されていますが、メンタル不調に関するものは少ないと聞きます。メンタル不調で入院する割合の増加や入院日数が長くなっていることを考えると、何もないうちに予防、準備をしておくことが大切な

労働時間を守る法律は労働基準法、昭和22年の戦後に制定された古い法律です。経営者の方の意見では、今どき労働基準法を守っていたら会社が

このままの過労死に関する判決から判断されるように定めています。

間の補償としては、賃金の約3分の2相当が支給されます。しかし、メンタル不調のように繰り返しケースでは、一旦傷病手当金の支給期間が終了した後では、同じ傷病でも保険でも同じことといえます。対策が後手に回らぬよう長時間労働対策も含めてご提案していきたいものです。

労働時間を守る法律は労働基準法、昭和22年の戦後に制定された古い法律です。経営者の方の意見では、今どき労働基準法を守っていたら会社が

このままの過労死に関する判決から判断されるように定めています。

メンタルヘルスが業務の1つに、部下の変化に気づいたらケアを



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

今が旬の情報提供を 公的保険アドバイザー からの情報特句便!

~第11回~

メンタルヘルスが業務の1つに、部下の変化に気づいたらケアを

メンタルヘルスが業務の1つに、部下の変化に気づいたらケアを

事業主に安全配慮義務の確保求める
24時間働けますかの時代は終わった

「保険業界向けセミナー
好評開催中!」

東京: 2月15日(木)
東京: 3月15日(木)
大阪: 3月23日(金)